

特措法・感染症法の改正について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の概要

(令和3年法律第5号)

改正の趣旨

- 現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定し、併せて事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定するとともに、新型コロナウイルス感染症を感染症法において新型インフルエンザ等感染症と位置付け、所要の措置を講ずることができることとし、併せて宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

- ① 特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料(20万円以下)を規定する。
- ② 緊急事態宣言中に開設できることとされている「臨時の医療施設」について、政府対策本部が設置された段階から開設できることとする。
- ③ 緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合(30万円以下)の過料を規定する。
- ④ 事業者及び地方公共団体に対する支援
 - 国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関及び医療関係者に対する支援等を講ずるものとする。
 - 国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- ⑤ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定を設ける。
- ⑥ 新型インフルエンザ等対策推進会議を内閣に置くこととする。

2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一改正

- ① 新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」として位置付け、同感染症に係る措置を講ずることができることとする。
- ② 国や地方自治体間の情報連携
 - 保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告・積極的疫学調査結果の関係自治体への通報を義務化し、電磁的方法の活用を規定する。
- ③ 宿泊療養・自宅療養の法的位置付け
 - 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設する。また、検疫法上も、宿泊療養・自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請を規定することとする。
- ④ 入院勧告・措置の見直し
 - 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、入院勧告・措置の対象を限定することを明示する。
 - 正当な理由がなく入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合の過料(50万円以下)を規定する。
- ⑤ 積極的疫学調査の実効性確保のため、新型インフルエンザ等感染症の患者等が積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合、応ずべきことを命令できることとし、命令を受けた者が質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合の過料(30万円以下)を規定する。
- ⑥ 緊急時、医療関係者(医療機関を含む)・検査機関に協力を求められ、正当な理由なく応じなかったときは勧告、公表できることを規定する。 等

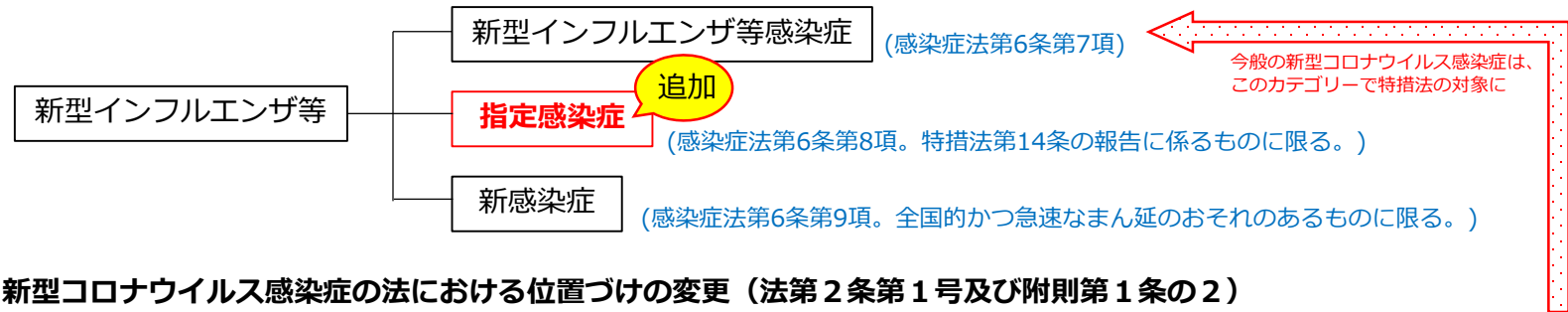
施行期日

公布の日(令和3年2月3日)から起算して10日を経過した日(同月13日)(ただし、1⑥は同年4月1日)

1 法の対象の見直し（法第2条第1号及び附則第1条の2）

（1）指定感染症のうち一定のものの法の対象への追加（法第2条第1号）

今後類似の事例が発生した場合に、より迅速な対応を行う観点から、**指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速にまん延するおそれがあるものについて、法の対象に追加**



（2）新型コロナウイルス感染症の法における位置づけの変更（法第2条第1号及び附則第1条の2）

今回の感染症法の改正により、感染症法第6条第7項に規定する「**新型インフルエンザ等感染症**」の定義に、**新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症が追加**されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症は当然に新型インフルエンザ等として法の対象となる。

2 差別的取扱い等の防止（法第13条）

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者（以下「患者等」という。）の**人権が尊重**され、及び**何人も差別的取扱い等**（患者等の不当な差別的取扱い、名誉又は信用を毀損する行為、権利利益を侵害する行為）**を受けることのないようにするため、実態把握、相談支援、広報その他**の啓発活動等を行うこととする。

3 公私の団体又は個人に対する協力要請（法第24条第9項）

法第24条第9項に基づいて、営業時間の変更を含む施設の使用制限等の要請を行うことは可能である。ただし、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請については、**新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令**（平成25年政令第122号。以下「施行令」という。）**第11条第1項各号に掲げる施設**を対象としており、それ**以外の施設は要請の対象としない**ものであることに留意すること

第3号から第14号までの施設にあっては床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。

①学校 ②保育所、介護老人保険施設その他 ③学校教育法に規定する大学その他教育施設

④劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ⑤集会又は公会堂 ⑥展示場 ⑦百貨店、マーケットその他

⑧ホテル又は旅館 ⑨体育館、水泳場、ボーリング場その他 ⑩博物館、美術館又は図書館

⑪キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他 ⑫理髪店、質屋、貸衣裳屋その他

⑬自動車教習所、学習塾その他 ⑭飲食店、喫茶店その他 ⑮第3号から第14号までの施設で床面積が1000平方メートルを超えないもののうち、特に必要なもの

4 臨時の医療施設の開設可能時期の変更等（法第31条の2及び第31条の3）

（1）臨時の医療施設の開設可能時期の変更（法第31条の2）

従来、臨時の医療施設については、緊急事態宣言期間中のみ開設可能であったが、政府対策本部設置中であれば開設可能とすることとする。

（2）臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（法第31条の3）

臨時の医療施設を開設するための私人の土地等の使用について、従来、緊急事態宣言期間中のみ可能としていたところ、上記改正に伴い、所有者及び占有者の同意がある場合についてのみ、政府対策本部の設置時から使用可能とすることとする。

5 まん延防止等重点措置の公示等（法第31条の4）

新型インフルエンザ等が「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす状態、あるいは「そのおそれ」があるとして緊急事態宣言を発出せざるを得ない状況に陥るのを防ぐため、緊急事態宣言の前段階、又は緊急事態宣言の解除後であるものの未だ上記おそれが継続している段階において、「まん延防止等重点措置」として、政府対策本部長が期間及び区域等を定めて公示し、当該期間・区域内において、都道府県知事の判断により、営業時間の変更その他必要な措置として政令で定める措置

6 まん延防止等重点措置に係る感染防止の協力要請等（法第31条の6）

（1）まん延防止等重点措置に係る要請の対象となる者（法第31条の6第1項及び施行令第5条の4）

法第31条の6第1項の要請は、上記の事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める「業態」に属する事業者全体に対して行うこと。「業態」は、例えば「酒を提供する店」「キャバレー」のように具体的な営業の形態や産業の分類を指すこともあれば、「飲食サービスの提供」という営業の形態に着目して広くこれに該当する対象（飲食業）を指すこともある。したがって、感染リスクの高い業態として、例えば「飲食業」を指定することも可能である。

（2）措置の内容（法第31条の6第1項及び施行令第5条の5）

ア）「営業時間の変更」

イ）その他「まん延を防止するために必要な措置」

- ① 従業員に対する検査を受けることの勧奨（第1号）
- ② 入場者の感染防止のための整理及び誘導（第2号）
- ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止（第3号）
- ④ 手指の消毒設備の設置（第4号）
- ⑤ 事業所の消毒（第5号）
- ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知（第6号）
- ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（第7号）
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定めて公示するもの（第8号）

6 まん延防止等重点措置に係る感染防止の協力要請等（法第31条の6）

（3）住民に対する感染防止に必要な協力の要請（法第31条の6第2項）

都道府県知事は、まん延防止等重点措置を実施すべき事態において、当該都道府県の住民に対し、感染の防止に必要な協力を要請することができることとする。「協力を要請することができる」内容として、以下の事項を規定している。

- ア) 法第31条の6第1項の「要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に属する事業が行われている場所のみだりに出入しないこと」
- イ) その他の「感染の防止に必要な協力」
手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防対策の実践等を要請することが考えられる。なお、法第45条第1項に基づき要請することができる一般的な外出自粛を要請することはできない。

（7）学識経験者への意見の聴取（法第31条の6第4項）

法第31条の6第4項において、「都道府県知事は、第1項若しくは第2項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。」としている。当該学識経験者への意見の聴取については、あらかじめ、何時までの時短営業とすべきかといった要請・命令の内容や対象となる業態、措置を講ずべき期間・区域について意見を聴くこととする。

（8）法第31条の6第1項の要請又は同条第3項の命令を行った際の公表（法第31条の6第5項）

まん延防止等重点措置における営業時間変更等の要請又は命令の公表は、利用者等に対して、事前に広く周知することが重要であることから規定されたものであり、制裁ではなく、利用者の合理的な行動を確保することを目的としている。

7 緊急事態宣言等（法第32条）

法第32条第1項において、緊急事態については、新型インフルエンザ等の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したときに、緊急事態措置を実施すべき期間及び区域等を公示することとされている。具体的には施行令第6条において、下記のア、イのいずれも満たす場合と規定している。なお、「指標」との関係を含め、具体的な目安については、基本的対処方針において記載する。

- ア) 都道府県における新規感染者、感染経路不明者の数その他の新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、一の都道府県の区域を越えて感染が拡大し、又はまん延していると認められる場合であって、
- イ) 当該感染拡大又はまん延により医療の提供に支障が生じている都道府県があると認められる場合

8 緊急事態措置に係る感染防止の協力要請等（法第45条）

（1）緊急事態措置に係る要請の対象となる者（法第45条第2項）

法第45条第2項に基づく要請については、原則として、法第24条第9項に基づく要請を前置せず、まず法第45条第2項の規定に基づく要請を施設類型毎に行い、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第3項の規定に基づく命令を個別の施設管理者等に対して行う。

（4）学識経験者への意見の聴取（法第45条第4項）

「6（7）学識経験者への意見の聴取（法第31条の6第4項）」と同様である。

（5）法第45条第2項の要請又は同条第3項の命令を行った際の公表（法第45条第5項）

緊急事態における施設の使用制限等の要請又は命令の公表は、利用者等に対して、事前に広く周知することが重要であることから規定されたものであり、制裁ではなく、利用者の合理的な行動を確保することを目的としている。

9 事業者に対する支援等（法第63条の2）

（1）事業者に対する支援（法第63条の2）

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする。

（2）医療機関及び医療関係者に対する支援（法第63条の2第2項）

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいて医療の提供体制の確保を図るため、新型インフルエンザ等対策に協力する病院その他の医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

10 新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策の支援（法第70条第2項）

新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。「その他の措置」は、例えば情報の提供等を想定している。国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいて医療の提供体制の確保を図るため、新型インフルエンザ等対策に協力する病院その他の医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

一 新型コロナウイルス感染症の法的位置づけに関する事項

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定政令」という。）により、指定感染症に指定して対策を講じているところ、指定期限を本年1月31日から1年間延長したところであるが、今後は期限の定めなく必要な対策を講じられるよう、「**新型インフルエンザ等感染症**」に「**新型コロナウイルス感染症**」及び「**再興型新型コロナウイルス感染症**」を追加すること（感染症法第6条第7項）。

※ この改正により、新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置づけについては、「指定感染症」から「**新型インフルエンザ等感染症**」に変更されることとなる。

二 国・地方自治体間の情報連携に関する事項（感染症法第12条から第15条まで関係）

（1）関係自治体が感染症の発生状況を確実に把握し、広域的な調整や有効な対策の実施につなげるため、以下の対応を行うこと。

- ① **発生届の報告先**について、保健所設置市長・特別区長は、届出を受けた場合は、厚生労働大臣に加えて当該市・区が所在する**都道府県知事にも報告**すること。
- ② **積極的疫学調査の結果**について、保健所設置市長・特別区長が厚生労働大臣に報告する場合には、当該市・区が所在する**都道府県知事にも報告**すること。

（2）**発生届・積極的疫学調査の結果の報告等**について、**電磁的な方法を活用できることを規定**すること。

電磁的な方法により、同一情報を国、都道府県等が閲覧できる状態に置いたときは、感染症法第12条から第15条までに規定する**届出等をしたものとみなす**こと。新型コロナウイルス感染症についてはHER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）、その他の感染症についてはNESID（感染症発生動向調査システム）

三 宿泊療養等の対策の実効性の確保に関する事項

医療資源の重点化を図るとともに、対策の実効性を確保するため、（１）～（３）の措置を講ずることとする。

（１）宿泊療養・自宅療養の法的位置付け（感染症法第 44 条の 3 及び第 50 条の 2）

- ① 都道府県知事等は、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、**当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者**に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、**当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができるもの**とすること（感染症法第 44 条の 3 第 1 項、第 50 条の 2 第 1 項）。
- ② 都道府県知事等は、病状の程度を勘案して厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症又は新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは**新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者**に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間又は当該新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は**宿泊施設**（当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準（※）を満たすものに限る。）若しくは**当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができるもの**とすること（感染症法第 44 条の 3 第 2 項、第 50 条の 2 第 2 項）。
- ③ 新型インフルエンザ等感染症の患者、新感染症の所見のある者、これらの感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、①・②による都道府県知事等による**健康状態の報告の求め**に正当な理由がある場合を除き応じる**義務（罰則なし）を規定すること**（従来は努力義務）、並びに都道府県知事等による当該感染症の**感染の防止に必要な協力に**応じる**努力義務**を規定すること（感染症法第 44 条の 3 第 3 項、第 50 条の 2 第 3 項）。
- ④ 都道府県知事等による**食事の提供・日用品の支給等や市町村長との連携の努力義務規定**を新設すること（感染症法第 44 条の 3 第 6 項、第 50 条の 2 第 4 項）。
- ⑤ **都道府県知事の宿泊施設の確保の努力義務規定**を新設すること（感染症法第 44 条の 3 第 7 項、第 50 条の 2 第 4 項）。

※ いずれも現行の宿泊療養・自宅療養の対応について、改めて感染症法上に位置付けることとしたもの。なお、感染症法上、①・②・④の権限主体は都道府県知事等（保健所設置市長・特別区長を含む。）である。

三 宿泊療養等の対策の実効性の確保に関する事項

(2) 入院勧告・措置の見直し（感染症法第 26 条第 2 項、第 37 条第 3 項、第 80 条）

- ① 新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるもの（感染症法施行規則第 23 条の 5 において「**新型コロナウイルス感染症**」を規定。）について、**入院勧告・措置の対象を次の者に限定することを明示**すること（感染症法第 26 条第 2 項）。なお、新型コロナウイルス感染症については、現行も政省令により（ア）及び（イ）と同様の内容を規定している。

(ア) 病状又は病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者

(イ) 宿泊療養・自宅療養の協力の求めに応じない者

※（ア）については、以下の内容を感染症法施行規則第 23 条の 6 にて規定。

- ・ 65 歳以上の者
- ・ 呼吸器疾患を有する者
- ・ 腎臓疾患等により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ・ 臓器の移植等により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ・ 妊婦
- ・ 中等症以上の者
- ・ 症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ・ 都道府県知事等が感染症のまん延を防止するために入院させる必要があると認める者

※（イ）については、その入院費用の自己負担分を徴収できるものとする（感染症法第 37 条第 3 項）。

- ② 入院先から逃げた場合又は正当な理由がなく入院措置に応じない場合は 50 万円以下の過料に処すものとする（感染症法第 80 条）。

(3) 積極的疫学調査等の実効性の確保（感染症法第 15 条第 4 項及び第 8 項から第 11 項まで、第 81 条）

- ①②の過料に前置する手続として、新型インフルエンザ等感染症の患者等が積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があると認めるときは、都道府県知事又は厚生労働大臣は、**当該積極的疫学調査に応ずべき旨の命令を発することができる**こととし、当該命令に違反した場合には②の過料の対象となるものとする。

- ② 積極的疫学調査について、①の命令を受けた新型インフルエンザ等感染症の患者等が、質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合の 30 万円以下の過料に処すものとする（感染症法第 81 条）。③ 都道府県知事等は、患者の迅速な発見により、感染症の性質、地域の感染状況、感染症が発生している施設・業務等その他の事情を考慮して、感染症法第 15 条第 3 項の規定による求め（行政検査）を行うこととする（感染症法第 15 条第 4 項）。